

2

公益通報となるために必要な事項について

(1) どのような法令違反行為が公益通報の対象となりますか？

対象となる法律に規定される犯罪行為やその他の法令違反行為(最終的に刑罰が規定されているもの)が生じ、又はまさに生じようとしていることが必要です。

国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律

分野	法律の例
個人の生命・ 身体の保護	● 刑法 ● 食品衛生法 ● 道路運送車両法 ● 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ● 家畜伝染病予防法 ● 建築基準法 ● 薬事法
消費者の 利益の擁護	● 金融商品取引法 ● 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 ● 特定商取引に関する法律 ● 割賦販売法 ● 電気事業法
環境の保全	● 大気汚染防止法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 水質汚濁防止法 ● 土壌汚染対策法 ● 悪臭防止法
公正な 競争の確保	● 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ● 不当景品類及び不当表示防止法 ● 不正競争防止法 ● 下請代金支払遅延等防止法
その他	● 個人情報の保護に関する法律 ● 労働基準法 ● 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 ● 著作権法 ● 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

■ 対象となる法律

国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から「国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律」として定められた法律です(P35以下参照)。

■ 対象となる法令違反行為

刑罰規定に違反する行為(罰金や懲役等の刑罰が科される法令違反行為)

最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為
(例:「届出義務」(届出義務違反)「勧告」(勧告違反)
「命令」(命令違反)「刑罰」)

通報の対象となる法令違反行為

「刑罰規定に違反する行為」の例

- 他人のものを盗んだり、横領すること(「刑法」違反)
- 有害な物質が含まれる食品を販売すること(「食品衛生法」違反)
- リコールに関連する情報を隠ぺいすること(「道路運送車両法」違反)
- 無許可で産業廃棄物の処分をすること(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反)
- 価格カルテル(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」違反)

「最終的に刑罰規定に違反する行為につながる法令違反行為」の例 (部分が通報対象)

- 食品表示基準違反(「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」違反)

表示基準 表示基準違反 表示等指示 指示違反 命令 命令違反 刑罰

- 自動車のリコールの勧告違反(「道路運送車両法」違反)

リコールの勧告 勧告違反 公表 改善措置を講じない 命令 命令違反 刑罰

(2) 誰がどのような内容を通報する場合に対象となりますか？

労働者が、その事業者(労務提供先)又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について、通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報する場合です。

「労務提供先」(労務を提供する事業者)とは？

事業者において労働契約に基づき働いている一般の労働者(正社員、アルバイト、パートタイマー等)は、その雇用元の事業者

派遣労働者の場合は、派遣先の事業者

取引契約に基づいて労務を提供する場合は、取引先の事業者

を「労務提供先」としています。

事業者には、法人や個人事業者のほか、国、地方公共団体などの行政機関も含まれます。

「労働者」とは？

「労働者」には、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどのほか、公務員も含まれます。

「通報の対象となる法令違反が生じ、又はまさに生じようとしている旨」とは？

通報対象となる法令違反が、現に生じている場合か、又は発生が切迫しており発生の蓋然性が高い場合のことです。

(3) 通報先はどこですか？

「通報先」は、

事業者内部(労務提供先)

行政機関(処分等の権限を有する行政機関)

その他の事業者外部(被害の拡大防止等のために必要と認められる者)

の3つであり、それぞれ保護要件が定められています。

事業者内部(労務提供先)

労働者の労務提供先の違いにより、以下の3つに分かれます。

ア 労働者が雇用元の法令違反を通報しようとする場合
雇用元の事業者です。

イ 派遣労働者が派遣先の法令違反を通報しようとする場合
派遣先の事業者です。

ウ 労働者が取引先の法令違反を通報しようとする場合
取引先の事業者です。

なお、労務提供先の事業者が、あらかじめ通報先として、弁護士等を定めている場合には、そこへの通報も事業者内部への通報になります。

行政機関(処分等の権限を有する行政機関)

通報先としての「行政機関(処分等の権限を有する行政機関)」とは、通報の対象となる法令違反行為について、法的な権限に基づく勧告や命令を行うことができる行政機関のことです。

どの行政機関が「処分等の権限を有する行政機関」に当たるかは、各法令に基づき定まっています(P14 参照)。

(注) 「行政機関」には、各省庁等のほか、都道府県などの地方公共団体も含まれます。

その他の事業者外部
(被害の拡大防止等のために必要と認められる者)

「その他の事業者外部」とは、通報の対象となる法令違反の発生や被害の拡大を防止するために必要と認められる者です。被害者又は被害を受けるおそれのある者を含みます。

例えば、

- 報道機関
- 消費者団体
- 事業者団体
- 労働組合
- 周辺住民(有害な公害物質が排出されている場合)

など様々な主体が該当します。

なお、ライバル企業など「労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者」は除かれます。



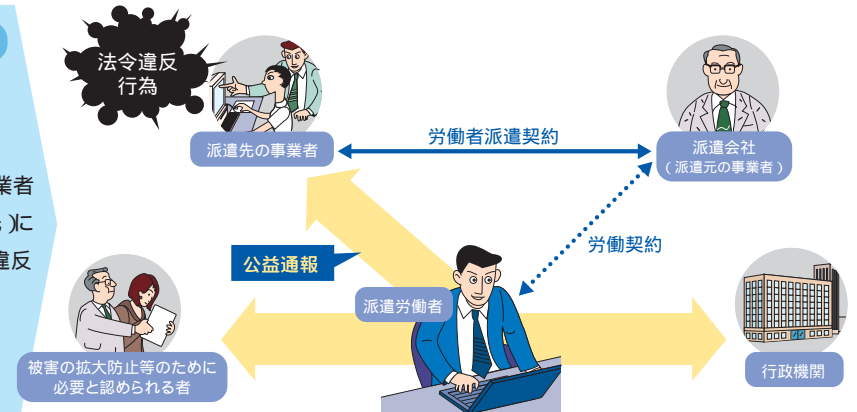
CASE 1

雇用元の事業者
(労務提供先)における法令違反



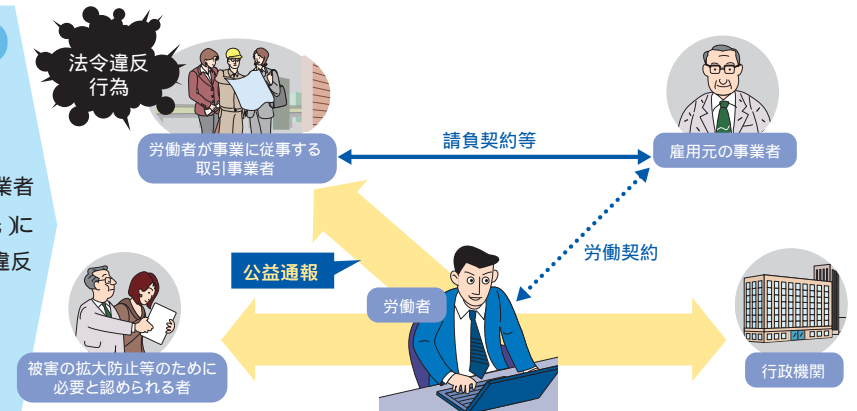
CASE 2

派遣先の事業者
(労務提供先)における法令違反



CASE 3

取引先の事業者
(労務提供先)における法令違反



(4) 通報先ごとの保護要件はどのようなものですか？

3つの通報先に応じて、それぞれ保護要件が定められています。

事業者内部への通報を行おうとする場合

- ア 不正の目的で行われた通報でないこと
例えば、金品を要求したり、他人をおとしめるなどの目的の場合は保護されません。

行政機関への通報を行おうとする場合

以下の2つを満たす必要があります。

- ア 不正の目的で行われた通報でないこと
イ 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること

その他の事業者外部への通報を行おうとする場合

以下の3つを満たす必要があります。

- ア 不正の目的で行われた通報でないこと
イ 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること
ウ 次のいずれか1つに該当すること

- (ア) 事業者内部又は行政機関に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例:以前、同僚が事業者内部に通報したところそれを理由として解雇されたような例がある場合

- (イ) 事業者内部に公益通報をすれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例:事業者ぐるみで法令違反が行われている場合

- (ウ) 労務提供先から事業者内部又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合

例:誰にも言わないように上司から通報を口止めされた場合

- (エ) 書面(紙文書以外に、電子メールなど電子媒体への表示も含まれます。)により事業者内部に公益通報をした日から二十日を経過しても、当該対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先が正当な理由がなくて調査を行わない場合

例:事業者内部に書面で通報して20日を経過しても何の連絡もない場合

- (オ) 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

例:安全規制に違反して健康被害が発生する危険のある食品が消費者に販売されている場合